

輸送指数の平成17年基準改定の概要

1. 基準改定の趣旨

国土交通省では、わが国の貨物及び旅客の全輸送活動を総合的に把握し経済活動としての輸送の動向を観察する指標として、「輸送指数」を毎月作成・公表しています。

この「輸送指数」は、輸送活動の大きさを国内総生産への貢献度及び輸送業の営業実績（収入）の観点から捉えるものとして、鉄道、自動車、船舶、航空機による輸送量を各輸送機関がそれぞれ創出した粗付加価値額及び生産額（運賃収入等）でウェイト付けし、ラスパイレズ法を用いて算出するもので、輸送活動を経済的側面から捉えた総合的な指数であり、「国内総生産（GDP）」や「鉱工業生産指数」等と対比して捉えることができます。

この指数は、5年ごとに基準時の改定を行っており、今回、基準時を平成12年から平成17年に改め、ウェイトについても実勢を反映するよう改定するものです。

2. 基準改定の内容

(1) 指数の基準時及びウェイトの算定年次の改定

輸送指数の基準時及びウェイトの算定年次を現行の平成12年（2000年）から平成17年（2005年）に改定します。

(2) ウェイトの算定

輸送指数では、各輸送機関の付加価値額ウェイトと生産額ウェイトの2種類を用いており、このウェイトの算定には原則として平成17年産業連関表の値を用います。

主系列のウェイト算定は、産業連関表から営業用輸送機関の各系列に該当する粗付加価値額（又は生産額）をそれぞれ計上し、その総額を基準として、各輸送機関の占める割合で按分してそれぞれのウェイトとします。

一方、副系列については、産業連関表上で自家輸送に伴う粗付加価値額が計上されていないことから、「自家用乗用車等」等の3つの基本系列に対してその運用形態を踏まえた粗付加価値額（又は生産額）の算出式を仮定し、これにより算出された値を用いてウェイトを算出します。

3. 平成17年基準指数への切替え時期及び公表

平成17年基準指数への切替えは、平成21年8月の公表日とし、平成21年5月分のほか、平成17年1月以降の遡及結果を同時に公表します。

4. 指数の作成・公表系列

従来どおり主系列33系列、副系列10系列、合計43系列を毎月公表します。

5. 新・旧指数の接続

新指数は基準年次中間の平成15年1月から計算し、平成15年1月から3月までの新旧指数の平均値の比をリンク係数として平成17年基準接続指数を遡及計算します。